

現地調査実施箇所の考え方

1. 現地調査を実施する目的

- ・見直し作業の判断材料が得られていない湿地で、必要な情報を収集するため
- ・保全・再生の取組の現状を把握し、課題解決に必要な基礎情報を収集するため

2. 選定の手順

- (1) 委員により、いままで実施してきた方法ではこれ以上集まらなると判断された生物分類群の湿地（資料 2 の別紙 3）
- (2) 地理的に隣接し、1回の調査で、効率的に情報収集ができる複数の湿地
- (3) 複数の選定生物群が関係し、1回の調査で、効率的に情報収集ができる湿地
- (4) (2) と (3) の基準に準じる湿地

3. 現地調査を実施する湿地

- 現地調査実施：22 湿地程度を予定
- 調査者：委員もしくは平成 25 年度の情報提供者
- 現地調査の方法等については、各委員と事務局が調整のうえ決定する

以上